

(仮称)ドン・キホーテ春日井店

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

小売業者の入退店に伴う営業時間等の変更並びに利便性向上及び作業効率向上のための施設配置の変更を行う。(法第6条第2項)

2 届出の内容

届出年月日	平成26年6月30日			
店舗	店舗名称	(仮称)ドン・キホーテ春日井店		
	店舗所在地	春日井市浅山町二丁目96番地1		
設置者	名称	マルヨシ不動産株式会社		
	代表者	代表取締役 加藤 吉晴		
	住所	春日井市中央通二丁目119		
	その他	なし		
小売業者	名称	株式会社ドン・キホーテ		
	代表者	代表取締役 大原 孝治		
	住所	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号		
	その他	なし		
		変更前	変更後	
店舗面積		3,226 m ²	変更前に同じ	
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり	別紙図面のとおり
		台数	126台 (指針台数: 121台)	変更前に同じ (指針台数: 111台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり	別紙図面のとおり
		台数	22台	50台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり	別紙図面のとおり
		面積	31.5 m ²	71.5 m ²
	廃棄物保管施設	位置	別紙図面のとおり	別紙図面のとおり
		容量	15 m ³	27.61 m ³
施設の運営	営業時間	開店	午前10時	24時間
		閉店	午後9時	24時間
	駐車場利用時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	24時間(一部午前6時から午後10時まで)	
	駐車場出入口	数	6箇所	4箇所
		位置	別紙図面のとおり	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前10時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで		
変更する理由	小売業者の入退店に伴う開店時刻、閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯及び荷さばきを行うことができる時間帯の変更並びに来客の利便性向上のための駐輪場の位置及び台数並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更並びに作業効率向上のための荷さばき施設の位置及び面積並びに廃棄物保管施設の位置及び容量の変更を行うため。			
変更する日	平成26年12月1日(施設の運営に関する事項)及び平成27年3月1日(施設の配置に関する事項)			

3 参考事項

	変更前	変更後
敷地面積	4,531 m ²	変更前に同じ
建築面積	1,984 m ²	2,780 m ²
延床面積	5,490 m ²	8,805 m ²
業態	総合店	
用途地域	近隣商業地域	第1種中高層住居専用地域
備考	○平成15年2月7日 法附則第5条第1項届出(ミドリ電化春日井店) (駐車場53台→126台、駐輪場0台→22台、閉店時刻:午後6時30分(年間115日は午後7時00分)→午後9時、駐車場利用時間帯:午前9時30分~午後7時(年間115日は午後7時30分)→午前9時30分~午後9時30分、出入口3箇所→6箇所) ○平成26年6月30日 法第6条第1項届出 (名称:ミドリ電化春日井店→(仮称)ドン・キホーテ春日井店、小売業者:㈱ミドリ電化→㈱ドン・キホーテ)	

(仮称)ドン・キホーテ春日井店

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	市からの具体的な要請があれば、検討させていただきます。
(2) 深夜営業の対応	騒音の発生や防犯対策について、検討しております。
(3) 住民説明会の開催	大規模小売店舗立地法届出後2か月以内に開催致します。
(4) テナントの履行確保	単独店舗での出店につき、他テナントはございません。
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命します。
(6) 予測乖離時の措置	関係行政機関と協議の上、指針に沿った合理的な措置を講じます。
(7) 通年の臨時措置	特になし。
(8) 開店時の臨時措置	交雑状況に応じて交通整理員を適宜配置します。

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率C	平均乗車 人員D	ピーク1hの 来台車数F <small>S/1000×A×B×C/D</small>	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F×G
309,854人	3,226 ㎡	1,003	14.40%	1,500 m	60.00%	2.00 人	140 台	0.80	111 台

総駐車場台数	＝	従業員等駐車場台数	－	業務用駐車場台数	－	搬出入用駐車場台数	－	併設施設駐車場台数	＝	来客用駐車場台数	評価
178 台		52 台		0 台		0 台		0 台		126 台	○

b 指針によらない「特別な事情」による算出
なし

(イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

a 指針の参考式による算出

併設施設 の面積	併設施設の割合 (併設施設面積/店舗面積)	必要駐車台数
0 ㎡	0.0%	0 台

総駐車場台数	＝	従業員等駐車場台数	－	業務用駐車場台数	－	搬出入用駐車場台数	＝	来客用駐車場台数	評価
178 台		52 台		0 台		0 台		126 台	○

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オレター:無	2平面自走オレター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
5箇所	0箇所	0箇所	0箇所	140 台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

駐 車 場	種別	1 出入口数	収容台数		歩行者動線	分離	騒音配慮	駐車待スペース	予測来台車数	防音壁の設置	排ガス配慮	アイドリングストップ
			道路種別	道路幅員								
①	北西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南西	1箇所	市町村道	8.75m	なし	10m	-	予測なし	双方向	右左折混合	なし	○
	北東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備												

駐 車 場	種別	1 出入口数	収容台数		歩行者動線	非分離	騒音配慮	駐車待スペース	予測来台車数	防音壁の設置	排ガス配慮	アイドリングストップ
			道路種別	道路幅員								
②	北西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北東	1箇所	市町村道	8.75m	なし	12m	-	予測なし	双方向	右左折混合	なし	○
	南東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備												

駐 車 場	種別	1 出入口数	収容台数		歩行者動線	非分離	騒音配慮	駐車待スペース	予測来台車数	防音壁の設置	排ガス配慮	アイドリングストップ
			道路種別	道路幅員								
③	北西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北東	1箇所	市町村道	8.75m	なし	12m	-	予測なし	双方向	-	なし	○
	南東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備												

(仮称)ドン・キホーテ春日井店

駐車場	種別	1	収容台数		歩行者動線		非分離	騒音配慮	防音壁の設置		排ガス配慮		アイドリングストップ	
			出入口数	道路種別	道路幅員	歩道			交差点距離	駐車待スペース	予測未台車数	道路形態	入出庫方法	整理員
④	北西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北東	1箇所	市町村道	8.75m	なし	12m	-	-	予測なし	双方向	-	なし	○	
南東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
駐車場	交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備													

駐車場	種別	1	収容台数		歩行者動線		非分離	騒音配慮	駐車場の平面化		排ガス配慮		アイドリングストップ	
			出入口数	道路種別	道路幅員	歩道			交差点距離	駐車待スペース	予測未台車数	道路形態	入出庫方法	整理員
⑤	北西	2箇所	市町村道	8m	なし	5m	-	-	予測なし	双方向	右左折混合	なし	○	
	南西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	北東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
駐車場	交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備													

評価	駐車場の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
未実施	未実施	未実施	未実施

オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	建物内北側及び南側に各1箇所ずつ計2箇所
駐輪場の収容台数	50台
標準収容台数	92台
収容台数根拠	標準収容台数は92台であるが、既存店舗の22台を引き継いだ上で、28台を増設する。今後の運用において恒常的に不足する場合には、新たに増設することを検討する。

位置評価	台数評価
○	△

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	—
位置及び箇所	駐輪場①②と共用		

位置評価	台数評価
—	—

キ 荷捌施設の整備等

(ア) 荷捌施設の整備
荷さばき施設①

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	31.5㎡	なし	20分	1台	1台	○

荷さばき施設②

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	40㎡	なし	20分	1台	2台	○

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6:00~12:00、 13:00~14:00	3台	17:00~18:00	4:00~5:00	なし	なし	○

ク 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
なし	配置なし	チラシ配布	回避	回避	回避	あり

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	あり	非配備

※非配備の場合等の対応

通学路との交錯がないため、非配備

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保	バス・タクシー等の停留所なし
--------	----------------

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力	事業なし
------------------	------

評価
○

(仮称)ドン・キホーテ春日井店

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	—

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に照明灯を設置 ・従業員による適宜巡回の実施 ・店内に防犯カメラの設置 ・高額商品は鍵付きのショーケース等に収納陳列

評価
○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
北東方向	4 m	5m	設備機器、来客車	なし	なし	-
南西方向	なし	なし	設備機器、荷さばき関連、来客車両	なし	なし	-
南東方向	2 m	なし	来客車両	2m、13.65m	なし	-
北西方向	なし	なし	来客車両	なし	なし	-

遮音壁の影響 遮音壁設置あり。周辺住居に対し、日照等に影響の無いように計画します。

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	適正な位置に配置し、十分な作業スペースを確保
荷捌作業運営面での配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・徐行運転及びアイドリングストップの周知 ・作業員への騒音防止意識の周知
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型機器の導入 ・必要最小限の稼働
給排気口等からの騒音配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の稼働
駐車場からの騒音配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・段差のない構造 ・アイドリングストップの呼びかけを実施 ・円滑に走行するため、十分な車路幅を確保 ・駐車場⑤は夜間閉鎖
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝、深夜の作業回避 ・回収業者への騒音防止意識を図る ・時間短縮に努める
経年劣化等の事後対策	機器のメンテナンス

(エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	併設施設なし
運営面の騒音配慮	併設施設なし

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	設備	レベル	対策	レベル	設備	レベル	対策	レベル	設備	レベル	対策	レベル
定常騒音	空調機室外機	13	冷却塔	-	給排気口	14	変電施設	-	浄化槽	-	ポンプ	-
	冷凍機室外機	-	キュービクル	1								
変動騒音	自動車走行	○	後進警報ブザー	○	台車走行	-	BGM	-	アナウンス	-		
	ゴミ収集作業	○	アイドリング	-								
衝撃騒音	荷降し音	○	台車走行	○								
建物の構造(高さ)	店舗棟:鉄筋コンクリート造3階建(建物部分13m、広告塔部分23.4m)、立体駐車場棟:鉄骨造4階建(16.8m)											

(仮称)ドン・キホーテ春日井店

(ア)等価騒音レベル予測

		北東(A)	南東(B)	南東(C)	南(D)	南(E)
用途地域		近隣商業地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
昼間基準値		60 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		50 dB	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	46.5 dB	54.3 dB	54.1 dB	49.4 dB	45.5 dB
	評価	○	○	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	46.1 dB	32.1 dB	39.4 dB	44.3 dB	37.2 dB
	評価	○	○	○	○	○
昼間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
夜間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

周辺住民より騒音に関するご意見を頂いた場合には状況を確認し、明らかに当該店舗が起因している場合には可能な限り対応いたします。

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無		無			
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容		-			
		北東(a)	南東(b)	南(c)	南(d)
用途地域		近隣商業地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	近隣商業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	40dB	40dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	48.8dB	51.5dB	48.2dB	31dB
	評価	○	△	△	○
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	51.1dB	47.4dB	44.5dB	53dB
	評価	△	△	△	△
定常騒音の騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当
変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証		妥当	妥当	妥当	妥当

○保全対象側再予測結果

		北東(A)	南東(B)	南(C)	南(D)
用途地域		近隣商業地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	48.8dB	51.5dB	46.8dB	29.8dB
	評価	○	△	△	○
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	51.1dB	47.4dB	43.9dB	48.5dB
	評価	△	△	△	△
定常騒音の騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当
変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証		妥当	妥当	妥当	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

予測地点A・B・C・Dにおいて一部、規制基準値を上まわります。しかしながら、周辺環境騒音を予測地点E地点付近で測定したところ、主に国道19号の車両走行音が要因となり52dB(夜間22時～6時における時間率統計値LA5)であった。基準値を超過している予測地点A・B・C・D地点は、予測地点Eよりも国道側であることから、周辺生活環境に与える影響は軽微であると考えられます。

※調査実施日：平成25年5月31日(金)

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	特になし
衛生問題関係配慮	特になし

(ア)小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	15.44 m ³	1日	0.671 t	0.10 t/m ³	6.71 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.023 t	0.10 t/m ³	0.23 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.019 t	0.10 t/m ³	0.19 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用	12.17 m ³	1日	0.065 t	0.01 t/m ³	6.50 m ³	変更なし	○
生ごみ用		1日	0.545 t	0.55 t/m ³	0.99 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用		1日	0.174 t	0.38 t/m ³	0.46 m ³	変更なし	○
合計	27.61 m ³	-	-	-	15.08 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

(仮称)ドン・キホーテ春日井店

b その他の廃棄物等

取扱品目	保管容量	必要保管容量	評価
廃家電用	0.00 m ³	0.00 m ³	-
粗大ごみ用	0.00 m ³	0.00 m ³	-
合計	0m ³	0.00 m ³	-

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

a 飲食店の廃棄物等

該当なし

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)

該当なし

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	なし
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレーの回収箱設置	なし
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	ペットボトルの回収箱設置	なし
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	なし
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

- ・商品搬入業者に納入容器の減量化を促す。
- ・レジ袋は必要最小限の配布とし、レジ袋の削減に努める。

(エ)廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	収集場所は適切な位置に配置
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は行わない
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	なし
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	なし

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	食品加工場なし
併設施設からの悪臭防止対策	併設施設なし

評価
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等	春日井市都市景観基本計画に基づいた建物デザイン、色調を使用。
	環境美化活動	○ 従業員により定期的に店舗敷地内及び周辺の清掃を行う。
市町村等の公的計画への協力	協力要請があった場合には対応を協議する。	
照明等の配慮	周囲への光漏れを抑えた配置を計画する。	
敷地内の緑地計画	緑化計画なし	

評価
○

市町村の意見概要	対応
意見なし	-

住民等の意見の概要	対応
別紙参照	別紙参照

県の意見案	
意見なし	

県の意見に至る考え方	
指針配慮事項に対する設置者の対応は概ね妥当であり、また、住民等から意見が提出されているものの設置者の対応に特に問題はないと考えられる。	

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

住民等の意見の概要	対応
<p>ア 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>①【意見書番号3】 ドン・キホーテの他店舗の状況から判断して、駐車場収容台数の絶対数が不足していると思われる。</p> <p>②【意見書番号6】(417件分) ドン・キホーテの他店舗の状況から判断して、駐車場収容台数の絶対数が不足していると思われる。</p>	<p>ア 駐車場の位置及び収容台数</p> <p>①【意見書番号3】、②【意見書番号6】 指針に基づく台数(111台)に対し、126台を確保しております。また従業員用として52台を確保しており、混雑時には開放することが可能です。他店舗においても指針による台数で充足しており、問題ないものと考えております。 なおオープン時に関しては従業員用として30台、来客用としてKOHAKU様(42台)の駐車場を確保するとともに、出雲殿様の駐車場も相互の状況に応じてお借りし、対応しております。</p>
<p>③【意見書番号7】 事業者は、駐車台数について指針によれば、111台と説明しておりますが、通常、設定した商圈範囲からの需要予測や既存店舗の需要動向等を綿密に調査・精査したうえで必要とされる駐車場を確保すると思われま。仮に事業者のピーク時予測車両台数140台、オープン時にはその3割増しを予測した182台は予定する駐車台数126台を56台超過しており、駐車台数の不足は明らかであります。駐車場が満車などの事態に対して従業員用駐車台数53台分を代替すると説明しておりますが、全くもって理解しがたいもので、一旦駐車し出店している従業員はいつどこへ駐車させるのか全く不明であります。この点について説明を求めたところ、先の10月31日の事業者との意見交換会では店舗外に従業員用に30台を別途確保したとのことでありますが、これでもピーク時予測台数に満たない。仮に従業員用の駐車台数の全てを充てたとしても179台であります。前述のように事業者の予測においても予定している駐車場では明らかに不足しております。このようなことから路上違法駐車が発生することは明らかであり、駐車スペースは絶対的に不足しており、現在計画中の駐車場以外に駐車場を確保すべきである。</p>	<p>③【意見書番号7】 上記回答のとおり、施設としては178台を確保しており、指針に基づく必要台数の1.6倍を確保しております。従業員は臨時駐車場として30台分を確保しており、オープン時については、178台全てを来客用として開放し、近隣に臨時駐車場も確保いたしました。 実際のオープン時における駐車台数の把握はできておりませんが、オープンから2日間は11時～17時まで満車の状態でした。12月6日(土)は14時頃から15時頃まで満車の状態でしたが、その他は渋滞を起こすような状態にならず、路上駐車もありませんでした。</p>
<p>④【意見書番号7】 事業者は、店舗駐車場に入りきれない事態や駐車場入場渋滞により、国道19号線で渋滞が発生した場合は「滞留しないよう流し誘導する」としてはいますが、非現実的な対応と言わざるを得ません。いつ発生するかも知れない事態に対しては、交通整理員等を常時配置し、交通渋滞等を発生させないとともに、流し誘導により生活道路への進入を防止するなどの具体的な対策を講ずるべきである。</p>	<p>④【意見書番号7】 最も混雑が想定されるオープン時については、約1ヶ月程度交通整理員を配置します。その後は国道19号に与える影響等、実際の状況を把握した上で、必要に応じた対応策の検討を行います。</p>
<p>イ 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>①【意見書番号3】 自転車での来店者も多いと考えられ、国道19号側の駐輪場があふれて歩道に迷惑駐輪が増えると思われる。</p> <p>②【意見書番号6】(417件分) 自転車での来店者も多いと考えられ、国道19号側の駐輪場があふれて歩道に迷惑駐輪が増えると思われる。</p>	<p>イ 駐輪場の位置及び収容台数</p> <p>①【意見書番号3】、②【意見書番号6】 駐輪場はこの度28台分増設し、50台の確保となります。歩道への駐輪がないよう、整理整頓に努めるとともに、恒常的に不足する場合には、新たに増設することを検討いたします。</p>
<p>ウ 駐車場の出入口の問題</p> <p>①【意見書番号2】 店舗に出入りする乗用車は、すべて国道19号線から入り、19号線に出ていくようにすること。町内の生活道路は狭く、これ以上の事故の危険が増えることは認められません。</p> <p>②【意見書番号3】 来店者の車が住宅街に進入しないように店舗1階の駐車場の出入口は国道19号線側に設置するべきだと思われる。</p> <p>③【意見書番号4】(2件分) 来店の車は国道19号線側から出入りし、近接した地域住民の生活道路には入らないようにすること。</p> <p>④【意見書番号6】(417件分) 来店者の車が住宅街に進入しないように店舗1階の駐車場の出入口は国道19号線側に設置するべきだと思われる。</p>	<p>ウ 駐車場の出入口の問題</p> <p>①【意見書番号2】、②【意見書番号3】、③【意見書番号4】、④【意見書番号6】 主要幹線である国道19号は交通量が多く、歩行者や自転車の通行もあり、滞留や重大事故の懸念が生じるため、市道側にのみ設置しております。 周辺的生活道路の幅員が狭いことは認識しております。来退店には国道19号を利用するよう、掲示や路面標示による周知を行うほか、オープンから約1ヶ月程度は交通整理員を配置し、国道19号からの入出庫を促します。</p>
<p>エ その他周辺道路の渋滞問題</p> <p>①【意見書番号1】 当該店舗周辺は国道19号線以外の周辺道路は生活道路であり、朝夕は児童、学生の通学路であり、浅山地区からは唯一の国道19号線に連絡する道路で通勤の車で混雑する。国道19号線からの抜け道として利用する車も多いため、24時間営業するのであれば警備員等配置して交通の安全を図ってほしいが説明会では繁忙時のみの配置との説明であった。</p>	<p>エ その他周辺道路の渋滞問題</p> <p>①【意見書番号1】 現段階で交通整理員は、オープン時や繁忙時の配置として考えております。オープン後については、状況に応じて配置を検討いたします。</p>

<p>②【意見書番号3】 説明会での店舗の西、南北方向からの車の来店誘導経路がかなり遠回りになり現実的ではなく、来店者は住宅街の中を近道すると考えられる。これは前店舗ループ春日井店の経験から明らかである。駐車場の出入口は国道19号線側のみとすれば、ある程度回避できると思われる。</p> <p>③【意見書番号5】 当地の浅山町地区は、国道19号線の東南側(名古屋方面への通行帯)にあり、60年以上前からの閑静な住宅密集地(県営住宅もあり)であります。区画整理もできず、救急車や消防車も入れない昔からの細い生活道路が封鎖され大迷惑となります。</p> <p>④【意見書番号6】(417件分) 説明会での店舗の西、南北方向からの車の来店誘導経路がかなり遠回りになり現実的ではなく、来店者は住宅街の中を近道すると考えられる。これは前店舗ループ春日井店の経験から明らかである。駐車場の出入口は国道19号線側のみとすれば、ある程度回避できると思われる。周辺道路の渋滞、路上違法駐車、吉田クリニック駐車場への無断駐車と通院に支障が出る恐れがある。浅山、梅ヶ坪町内からは高齢者の徒歩、自転車での通院も多いので、周辺道路の交通量が増えると事故の危険が増す。</p>	<p>②【意見書番号3】、③【意見書番号5】、④【意見書番号6】 主要幹線である国道19号は交通量が多く、歩行者や自転車の通行もあり、滞留や重大事故の懸念が生じるため、市道側にのみ設置しております。 周辺の生活道路の幅員が狭いことは認識しております。来退店には国道19号を利用するよう、掲示や路面標示による周知を行うほか、オープンから約1ヶ月程度は交通整理員を配置し、国道19号からの入出庫を促します。</p>
<p>⑤【意見書番号7】((1)ア意見と共通) 事業者は、店舗駐車場に入りきれない事態や駐車場入場渋滞により、国道19号線で渋滞が発生した場合は「滞留しないよう流し誘導する」としてはいますが、非現実的な対応と言わざるを得ません。いつ発生するかも知れない事態に対しては、交通整理員等を常時配置し、交通渋滞等を発生させないとともに、流し誘導により生活道路への進入を防止するなどの具体的な対策を講ずるべきである。</p>	<p>⑤【意見書番号7】 最も混雑が想定されるオープン時については、約1ヶ月程度交通整理員を配置します。その後は国道19号に与える影響等、実際の状況を把握した上で、必要に応じた対応策の検討を行います。</p>
<p>⑥【意見書番号7】 事業者は、名古屋方面からの店舗へのアクセスについて、幹線道路の国道19号線利用の場合、店舗から約300メートル西の梅ヶ坪交差点を右折・南進し、県道508号線篠木1交差点を左折・東進し、篠木4交差点を左折・北進し、国道19号線六軒屋交差点を左折・西進させて店舗に誘導するとしております。開店後1ヶ月は交通整理員等を配置しての誘導を行うとしておりますが、その後は交通整理員等の配置によらず店舗案内チラシや店内の掲示による案内と説明してあります。この導線は一時的には確保されると思われませんが、開店後の早い時期には、上記梅ヶ坪交差点を右折した車両は交差点東南のパチンコ店南の生活道路に侵入し、店舗駐車場への導線が状態化することは明らかである。事業者は予定する導線への誘導を行い、生活道路への侵入を防ぐ対策としてチラシ案内や啓発などに加え、交通整理員等を配置するなど実効性のある対策を講ずるべきである。また、そうした場合、国道19号線六軒屋交差点から当該店舗付近までは、多治見方面からの一般及び来店車両と名古屋方面からの来店車両の合流によりかなりの混雑と渋滞が容易に予測されます。来店車両を含めた渋滞により県営住宅から国道19号線へのアクセス、また国道19号線から県営住宅への進入のそれぞれが不便になると予測されます。前述した事態等を踏まえ交通整理員等を配置し、生活道路への侵入・通過を防ぐとともに国道19号線の渋滞発生時における県営住宅前の渋滞対策やアクセスの確保のための措置を講ずるべきである。</p>	<p>⑥【意見書番号7】 生活道路への進入防止のため、チラシや店内掲示による周知を行うとともに、オープン時や繁忙時に交通整理員を配置します。 オープン日、オープン後の最初の土日に国道19号への渋滞が発生しましたが、渋滞最後尾に誘導員を配置し、県営住宅前に渋滞の列が並ばないよう対応いたしました。</p>

(2)騒音の発生に関する事項

住民等の意見の概要	対応
<p>ア 騒音問題への一般的対策 ①【意見書番号3】 店舗南側の平面駐車場は騒音調査がなされていない。住宅側には防音シート等の設置が必要と思われる。午後10時から午前6時までは使用しないとの説明であったが、入店中の客の他の駐車場への移動を店内放送で促す必要があるが、面倒くさいとの理由で駐車場外に路上駐車する可能性がある。1台でも残っていると閉鎖が難しいので、入場車の制限には警備員の配置がないと徹底できないと考えるが、説明会では繁忙時のみで常時は考えていないとのことであった。 ②【意見書番号6】(417件分) 店舗南側の平面駐車場は騒音調査がなされていない。住宅側には防音シート等の設置が必要と思われる。午後10時から午前6時までは使用しないとの説明であったが、入店中の客の他の駐車場への移動を店内放送で促す必要があるが、面倒くさいとの理由で駐車場外に路上駐車する可能性がある。1台でも残っていると閉鎖が難しいので、入場車の制限には警備員の配置がないと徹底できないと考えるが、説明会では繁忙時のみで常時は考えていないとのことであった。騒音が激しい場合は聴力検査、聴診等の支障になる。特に吉田クリニック北側に隣接する駐車場を借地利用することがあれば直接の影響がある。</p>	<p>ア 騒音問題への一般的対策 ①【意見書番号3】、②【意見書番号6】 店舗南側の平面駐車場(駐車場⑤)について、予測地点Eとして予測評価を行っております。夜間午後10時以降は出入口を閉鎖するため、事前に店内放送や掲示にて周知を行ってまいります。1台でも残っている場合は閉鎖はできませんが、従業員による巡回等による対応を行ってまいります。 現在は午後8時にて入庫を制限し、午後10時には閉鎖しております。</p>
<p>③【意見書番号7】 事業者は店舗外敷地内に自販機4台を設置するとしておりますが、自動販売機からの騒音は相当なもので、特に深夜での利用は静穏な環境が損なわれること並びに自販機に併設される空き缶などの回収ボックスが本来の空き缶等の回収に限らず、紙屑などが投入されるなどにより、店舗周辺にゴミ等の散乱が起きることは容易に予測できることから、全ての自販機を店舗内に設置すべきである。</p>	<p>③【意見書番号7】 店舗周辺の自販機設置は控え、ピロティ内での設置とし、従業員によるゴミの回収を適宜行います。</p>
<p>イ 小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策 ①【意見書番号1】 住宅に隣接する店舗南側駐車場は22時以降6時まで使用しないとの理由で騒音調査がされていないが、実際には駐車場から車を締め出すことは難しいため調査が必要と思われる。繁忙時の駐車場入場待ちの渋滞が発生した場合のアイドリングの騒音が考慮されていない。</p>	<p>イ 小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策 ①【意見書番号1】 午後10時以降の閉鎖について、店内放送や掲示による周知、また従業員による巡回を行い、対応いたします。また、オープン時には入場を午後8時までとしております。繁忙時には、交通整理員の配置により各駐車場へ分散誘導を行い、入庫待ち車両が発生することのないよう対応いたします。</p>
<p>②【意見書番号2】 24時間営業は控えること。予定される店舗の周辺の浅山町は住宅地です。夜は静かに安心して休息の時間として、周りの騒音で生活を破壊されることは、許されないことです。</p>	<p>②【意見書番号2】 営業時間は当面、午前9時～翌午前2時といたします。</p>
<p>③【意見書番号3】 商品搬入の大型車両から発生する騒音、荷さばきに係る騒音の発生に関し、搬入の時間帯を考慮して欲しい。</p>	<p>③【意見書番号3】 深夜・早朝の荷さばき作業は行いません。</p>
<p>④【意見書番号5】 「開店時刻及び閉店時刻」の「24時間営業」をやめ、(変更前)の午前10時～午後9時までの営業時間とすること。これに合わせて駐車場の利用時間帯も(変更前)の午前9時30分～午後9時30分までにすること。国道19号線の南東側(名古屋方面への通行帯)には大規模小売店舗はありません。このような閑静な住宅密集地に「24時間営業」の玩具等店は、住民にとって、深夜時の(騒音・万引き・傷害・犯罪等の温床となり、)生活環境の悪化を招くもので断固反対をします。</p>	<p>④【意見書番号5】 様々なライフスタイルに対応させて頂くため、24時間営業を計画しておりますが、当面は午前9時～翌午前2時の営業といたします。深夜営業に際しては、従業員等の巡回により、犯罪や騒音発生の防止に努めております。</p>
<p>⑤【意見書番号6】(417件分) 商品搬入の大型車両から発生する騒音、荷さばきに係る騒音の発生に関し、搬入の時間帯を考慮して欲しい。</p>	<p>⑤【意見書番号6】 深夜・早朝の荷さばき作業は行いません。</p>

<p>⑥【意見書番号7】 事業者は当初説明会において、ショッピングカートによる騒音について「騒音予測の対象にしているのか」との質問に対して「予測にはふくめていない」とし、ショッピングカート使用を考えていないとしていた。その後10月31日の意見交換会ではショッピングカートの使用があるとしている。店舗西側の立体駐車場は鉄筋構造によるものでショッピングカートによる騒音は、特に深夜においては静穏な環境を阻害するものである。また、店舗南西に位置する平面駐車場までの路上及び平面駐車場でショッピングカート使用による騒音は、隣接する静穏な住宅環境を阻害するものである。さらに、ショッピングカートでの移動は交通安全の確保の観点からも使用すべきでない。こうしたことから店舗外への使用をさせない措置を講ずるべきである。当初説明会での説明内容と異なる運用について、そのような説明はしていないと聞き直す対応は、事業者が経営理念として掲げる地元住民との協調姿勢と大きくかけ離れた対応と言わざるを得ません。地元住民への説明や協議の内容等について誠意をもって遵守すべきである。</p>	<p>⑥【意見書番号7】 誠に申し訳ございません。説明会におけるコンサルタント会社による回答に錯誤がございました。低騒音型のカートを導入し、夜間は立体駐車場との行き来のみとなりますので、近隣住環境へ与える影響は軽微と考えます。</p>
<p>ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 ①【意見書番号1】 来店呼び込み、店内放送、エアコンの騒音などには説明会では触れられなかったが、隣接住宅街への配慮が必要と考える。 ②【意見書番号6】(417件分) 来店呼び込み、店内放送、エアコンの騒音などには説明会では触れられなかったが、隣接住宅街への配慮が必要と考える。</p>	<p>ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 ①【意見書番号1】、②【意見書番号6】 来店呼び込みや屋外BGMは行いません。店舗から発生する騒音については、大店立地法に基づき予測評価を行い、防音壁を建てるなど対応を行っております。</p>

(3) 廃棄物に係る事項等

住民等の意見の概要	対応
<p>ア 廃棄物の保管施設の問題 ①【意見書番号3】 かなりの量の廃棄物が出ると予想されるが、臭気が漏れず、飛び散らないような保管場所が十分であるのか説明会では触れられていない。 ②【意見書番号6】(417件分) かなりの量の廃棄物が出ると予想されるが、臭気が漏れず、飛び散らないような保管場所が十分であるのか説明会では触れられていない。</p>	<p>ア 廃棄物の保管施設の問題 ①【意見書番号3】、②【意見書番号6】 基本的に悪臭の発生する生ごみはありません。廃棄物保管施設は壁・屋根付きの構造とし、散乱防止に努めます。なお、指針による必要保管容量15.08㎡に対し、設置容量は27.61㎡であり、十分な容量を確保しております。</p>
<p>イ その他廃棄物の管理等に関する問題 ①【意見書番号1】 ドン・キホーテ他店舗の状況をみると周辺道路のゴミの放置、住宅地への投げ捨てが増加すると危惧される。</p>	<p>イ その他廃棄物の管理等に関する問題 ①【意見書番号1】 店舗周囲は定期的に清掃を行い、美観維持に努めます。</p>
<p>②【意見書番号3】 廃棄物の回収には産廃業者のパッカー車が来ると思われるが、1日何回回収に来るのか、回収時間帯も不明である。 ③【意見書番号6】(417件分) 廃棄物の回収には産廃業者のパッカー車が来ると思われるが、1日何回回収に来るのか、回収時間帯も不明である。</p>	<p>②【意見書番号3】、③【意見書番号6】 近隣住民の方の意見もあり、朝は午前10時以降、通常時は1日2回としております。</p>
<p>④【意見書番号7】((2)ア意見と共通) 事業者は店舗外敷地内に自販機4台を設置するとしておりますが、自動販売機からの騒音は相当なもので、特に深夜での利用は静穏な環境が損なわれること並びに自販機に併設される空き缶などの回収ボックスが本来の空き缶等の回収に限らず、紙屑などが投入されるなどにより、店舗周辺にゴミ等の散乱が起きることは容易に予測できることから、全ての自販機を店舗内に設置すべきである。</p>	<p>④【意見書番号7】 店舗周辺の自販機設置は控え、ピロティ内での設置とし、従業員によるゴミの回収を適宜行います。</p>

(4)その他の事項

住民等の意見の概要	対応
①【意見書番号1】 住宅地に隣接する店舗として愛知県内でも1～2店の24時間営業が生活環境の保持に相当であるか疑問である。	①【意見書番号1】 営業時間は当面、午前9時～翌午前2時といたします。
②【意見書番号2】 開店した後、店舗にかかわる、予期しないトラブルが発生した時は、自治会役員と問題解決のための話会いを持って、迅速な解決を図ること。	②【意見書番号2】 開店後において万が一トラブル等が発生した場合には、誠意を持って対応いたします。自治会役員様との話し合いも行ってまいります。
③【意見書番号2】 以上の諸点を含む協定を自治会と出店店舗との間で結ぶこと。	③【意見書番号2】 現在も自治会様とお話し合いを行っており、協定を結ぶことも検討しております。
④【意見書番号3】 店舗に隣接する住宅街は午後10時から翌朝6時ごろまでは交通量も少なく、通行する車は地域住民のみと思われる。そのような立地条件で初めに24時間営業ありきという説明には違和感を感じる。オープン時から24時間営業が必要なのか再考してほしい。中高生の夜間(午後10時以降)のたまり場になるのは青少年の健全な育成上望ましくないので、学校、警察とも協力して入店制限対策が必要と思われる。他店舗では外国人の来店者も多いと仄聞するので日本語の読めない来店者に対してもルールを守ってもらえる対策が必要と思われる。	④【意見書番号3】 営業時間は当面、午前9時～翌午前2時といたします。 深夜営業に際しては、未成年者に対する声掛けを行うとともに、従業員等による巡回を行い、不審者や蟻集等を防止いたします。
⑤【意見書番号4】(2件分) 地域住民の納得が得られなければ出店を認めないこと。	⑤【意見書番号4】 地域のご理解を得られるよう、話し合いを行ってまいります。
⑥【意見書番号4】(2件分) 営業は深夜は行わないこと。	⑥【意見書番号4】 営業時間は当面、午前9時～翌午前2時といたします。
⑦【意見書番号4】(2件分) 日常生活に影響が無いよう万全の施策を行わせること。	⑦【意見書番号4】 地域への影響が少なくなるよう、可能な限りの対応をしてまいります。
⑧【意見書番号5】 「開店時刻及び閉店時刻」の「24時間営業」をやめ、(変更前)の午前10時～午後9時までの営業時間とすること。これに合わせて駐車場の利用時間帯も(変更前)の午前9時30分～午後9時30分までにすること。国道19号線の南東側(名古屋方面への通行帯)には大規模小売店舗はありません。このような閑静な住宅密集地に「24時間営業」の玩具等店は、住民にとって、深夜時の(騒音・万引き・傷害・犯罪等の温床となり、)生活環境の悪化を招くもので断固反対をします。	⑧【意見書番号5】 様々なライフスタイルに対応させて頂くため、24時間営業を計画しておりますが、当面は午前9時～翌午前2時の営業といたします。深夜営業に際しては、従業員等の巡回により、犯罪や騒音発生防止に努めております。
⑨【意見書番号6】(417件分) 店舗に隣接する住宅街は午後10時から翌朝6時ごろまでは交通量も少なく、通行する車は地域住民のみと思われる。そのような立地条件で24時間営業はそぐわないと思われる。中高生の夜間(午後10時以降)のたまり場になるのは青少年の健全な育成上望ましくないと思われる。他店舗では外国人の来店者も多いと仄聞するので日本語の読めない来店者に対してもルールを守ってもらえる対策が必要と思われる。	⑨【意見書番号6】 営業時間は当面、午前9時～翌午前2時といたします。 深夜営業に際しては、未成年者に対する声掛けを行うとともに、従業員等による巡回を行い、不審者や蟻集等を防止いたします。
⑩【意見書番号7】((1)エ意見と共通) 事業者は、名古屋方面からの店舗へのアクセスについて、幹線道路の国道19号線利用の場合、店舗から約300メートル西の梅ヶ坪交差点を右折・南進し、県道508号線篠木1交差点を左折・東進し、篠木4交差点を左折・北進し、国道19号線六軒屋交差点を左折・西進させて店舗に誘導するとしております。開店後1ヶ月は交通整理員等を配置しての誘導を行うとしておりますが、その後は交通整理員等の配置によらず店舗案内チラシや店内の掲示による案内と説明してあります。この導線は一時的には確保されると思われませんが、開店後の早い時期には、上記梅ヶ坪交差点を右折した車両は交差点東南のパチンコ店南の生活道路に侵入し、店舗駐車場への導線が状態化することは明らかである。事業者は予定する導線への誘導を行い、生活道路への侵入を防ぐ対策としてチラシ案内や啓発などに加え、交通整理員等を配置するなど実効性のある対策を講ずるべきである。また、そうした場合、国道19号線六軒屋交差点から当該店舗付近までは、多治見方面からの一般及び来店車両と名古屋方面からの来店車両の合流によりかなりの混雑と渋滞が容易に予測されます。来店車両を含めた渋滞により県営住宅から国道19号線へのアクセス、また国道19号線から県営住宅への進入のそれぞれが不便になると予測されます。前述した事態等を踏まえ交通整理員等を配置し、生活道路への侵入・通過を防ぐとともに国道19号線の渋滞発生時における県営住宅前の渋滞対策やアクセスの確保のための措置を講ずるべきである。	⑩【意見書番号7】 生活道路への進入防止のため、チラシや店内掲示による周知を行うとともに、オープン時や繁忙時に交通整理員を配置します。 オープン日、オープン後の最初の土日に国道19号への渋滞が発生しましたが、渋滞最後尾に誘導員を配置し、県営住宅前に渋滞の列が並ばないよう対応いたしました。

<p>⑪【意見書番号7】 事業者は、開店後1ヶ月程度は来店車両等の駐車場への入場並びに駐車場からの国道19号線への退場、国道19号線での渋滞時における誘導等に際しては、交通整理員等により誘導・整理するとしております。交通整理員等が引き上げられた場合、店舗へのアクセス及び店舗駐車場から退場する車両などが狭隘な生活道路へ侵入・通過する恐れがあります。当該店舗は電化製品等の小売販売、その後、遊戯施設として今回の事業者に至っております。前事業者は365日、営業時間内、常時交通整理員を配置し、交通安全対策及び防犯対策に努めるとともに特に、店舗南の車両のすれちがいができない狭隘な生活道路への侵入・通過をさせないなどの措置を講じてきたことから、地元住民の静穏な生活環境が確保され、大きな問題もなく閉店となりました。このような背景に加え当該店舗の営業時間が深夜に及ぶことから、店舗周辺の治安維持の観点からも警備を兼ねた交通整理員等を常時配置すべきである。</p>	<p>⑪【意見書番号7】 交通整理員の配置については、オープンより1ヶ月程度の状況を把握した上で、その後の対応について検討いたします。生活道路への進入防止については、掲示や看板等による周知を行います。</p>
<p>⑫【意見書番号7】 事業者は出店説明会では、営業時間を24時間としておりましたが、これを午前9時から深夜2時まで短縮するとしております。しかしながら、当該店舗周辺は500世帯余の住宅が密集する静穏な住宅地域であるとともに当該店舗は店舗東側には県営住宅並びに南側には一戸建て住宅に隣接しております。こうした環境下において来店に伴う車両を始めとする人の会話などの騒音により静穏な住環境が損なわれること並びに青少年の健全育成の観点からも営業時間を午前0時までとすべきである。</p>	<p>⑫【意見書番号7】 様々なライフスタイルに対応させて頂くため、24時間営業を計画しておりますが、当面は午前9時～翌午前2時の営業といたします。深夜営業に際しては、従業員等の巡回により、犯罪や騒音発生の防止に努めております。</p>
<p>⑬【意見書番号7】(2)イ意見と共通 事業者は当初説明会において、ショッピングカートによる騒音について「騒音予測の対象にしているのか」との質問に対して「予測にはふくめていない」とし、ショッピングカート使用を考えていないとしていた。その後10月31日の意見交換会ではショッピングカートの使用があるとしている。店舗西側の立体駐車場は鉄筋構造によるものでショッピングカートによる騒音は、特に深夜においては静穏な環境を阻害するものである。また、店舗南西に位置する平面駐車場までの路上及び平面駐車場でショッピングカート使用による騒音は、隣接する静穏な住宅環境を阻害するものである。さらに、ショッピングカートでの移動は交通安全の確保の観点からも使用すべきでない。こうしたことから店舗外への使用をさせない措置を講ずるべきである。当初説明会での説明内容と異なる運用について、そのような説明はしていないと聞き直す対応は、事業者が経営理念として掲げる地元住民との協調姿勢と大きくかけ離れた対応と言わざるを得ません。地元住民への説明や協議の内容等について誠意をもって遵守すべきである。</p>	<p>⑬【意見書番号7】 誠に申し訳ございません。説明会におけるコンサルタント会社による回答に錯誤がございました。夜間は立体駐車場との行き来のみとなりますので、近隣住環境へ与える影響は軽微と考えます。</p>
<p>⑭【意見書番号7】 事業者は当該店舗及びその周辺が多くの子若者や暴走族等のたまり場とならないよう、特に夜間の屋外パトロールを実施すべきとの要望に対して、営業中は従業員による定期的な巡回を行うとともに私服警備員による巡回も併せて実施するとしておりますが、私服警備員による巡回は週に1回から2回程度としております。当該店舗は国道19号線という幹線道路に面しておりバイク等でのアクセスが容易な環境にあること並びに店舗内にはアダルト商品の展示等もあることから青少年の健全育成の観点からも私服警備員による巡回は最低でも一日に数回実施すべきである。また、私服警備員による巡回指導等は店舗利用者とのトラブルを回避したいとの想いと考えられる。このような姿勢では日常的に発生すると思われる諸問題に対して迅速かつ適格な対応がなされないのではないかと懸念されることから、警備員の巡回対応に加え社員による巡視体制を構築すべきである。</p>	<p>⑭【意見書番号7】 私服警備員や従業員による巡回を行い、たまり場等にならないよう努めます。なおオープン後について、午後10時以降は随時巡回し、未成年者には声掛けを行い、退店して頂いております。特にトラブルは発生しておりません。</p>
<p>⑮【意見書番号7】 浅山町ドン・キホーテ対策委員会は、平成26年10月31日に株式会社ドン・キホーテ 代表取締役社長に対して、営業時間の短縮、交通安全対策、騒音対策、環境対策、防犯、防火対策及び青少年対策など6項目について要望を行うとともに浅山町の住民に対して要望6項目の履行を求めた「ドン・キホーテ春日井店・出店に対する要望書」の住民署名を募ったところ、署名総数 410世帯、794名が要望趣旨に賛同しております。浅山町自治体加入世帯481世帯の85%の多くが静穏、清潔かつ安全な住環境が阻害されないことを切に望んでおります。事業者はこの住民署名を重く受けとめ、住民要望に対して真摯に対応すべきである。</p>	<p>⑮【意見書番号7】 地域からの要望書を真摯に受け止め、懸念事項は理解いたしました。地域住民のみなさまに安心して頂けるよう、話し合いを行ってまいります。</p>